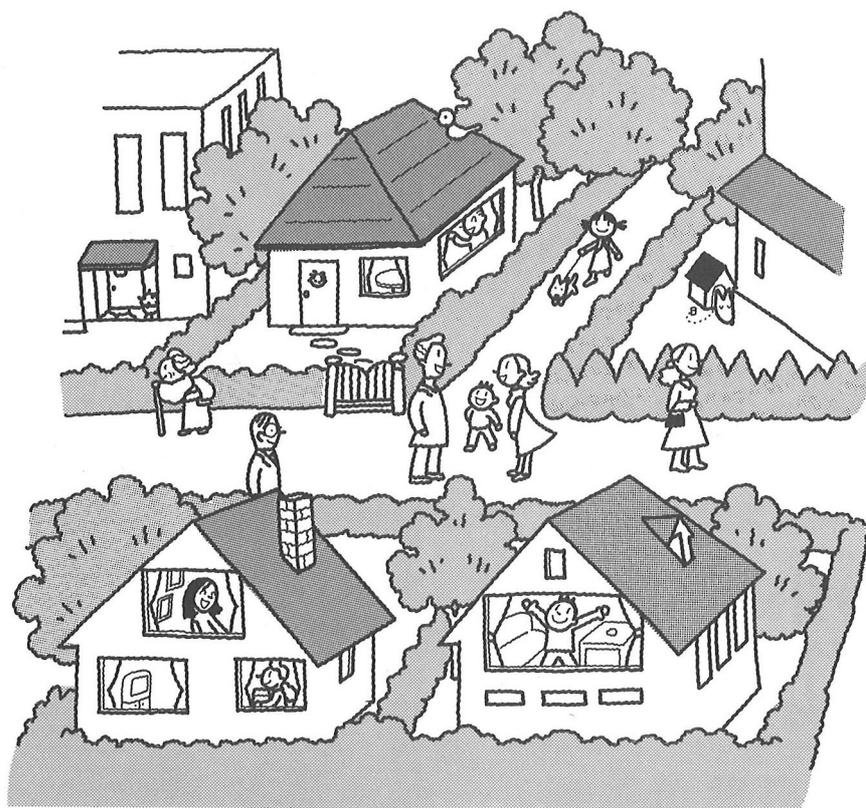


みんなで作る

素適な街

塩草西地区計画の手引き

平成30年4月1日 改訂版



瀬戸市のホームページ (<http://www.city.seto.aichi.jp/>) からご覧いただけます。

はじめに

塩草西地区は、瀬戸市東部の丘陵地に位置し、周辺では広域的な道路の整備が進められ、また土地区画整理事業の施行により道路・公園等の公共施設及び宅地の整備が行われ、良好な住宅地としての土地利用が見込まれています。

この地区をより住みやすく、ゆとりや潤いを感じられるまちとするため地区計画を決定しました。

この冊子はみなさんのまちづくりの指針となる地区計画の内容をまとめたものです。住み良いまちを創造し、それを将来にわたって保全していくためにお役立てください。

瀬戸市

～目次～

1 地区計画制度とは	1
2 塩草西地区計画 計画図	3
3 地区計画で定められたまちづくり	4
4 塩草西地区計画	10
5 建築物の制限に関する条例	13

1 地区計画制度とは

これまでの都市計画は、市域とその周辺を含む比較的広い地域を対象とした視点で定められてきました。これをもう少し小さな街区や地区レベルの単位でそれぞれの地区の特性に応じたきめ細かい内容で定め、住み良い特色のあるまちづくりを効果的に進めようとして生まれたのが「地区計画制度」です。

制度の特長

- 1 「地区計画の目標、方針」とそれを実現するための「地区整備計画」の2段階で構成されます。
- 2 都市レベルと敷地レベルの間を占める地区レベルの計画で、きめ細かく定めることができます。
- 3 地区計画として定める内容を選択できるメニュー方式です。
- 4 住民に身近な都市計画で市が決定します。計画策定の段階で地区住民の意向を十分反映させる住民参加方式のまちづくり制度です。
- 5 地区内の開発行為・建築行為を計画に従って規制・誘導することによって計画内容の実現をはかります。
- 6 建築条例が制定されると地区計画の内容が建築確認の基準となります。

地区計画の決定と運用

決定までのステップ

計 画 案 づ ぐ り



地 区 計 画 原 案 の 作 成



地 区 計 画 原 案 の 縦 覧 ・ 意 見 聴 取



地 区 計 画 案 の 縦 覧 ・ 意 見 聴 取



都 市 計 画 審 議 会



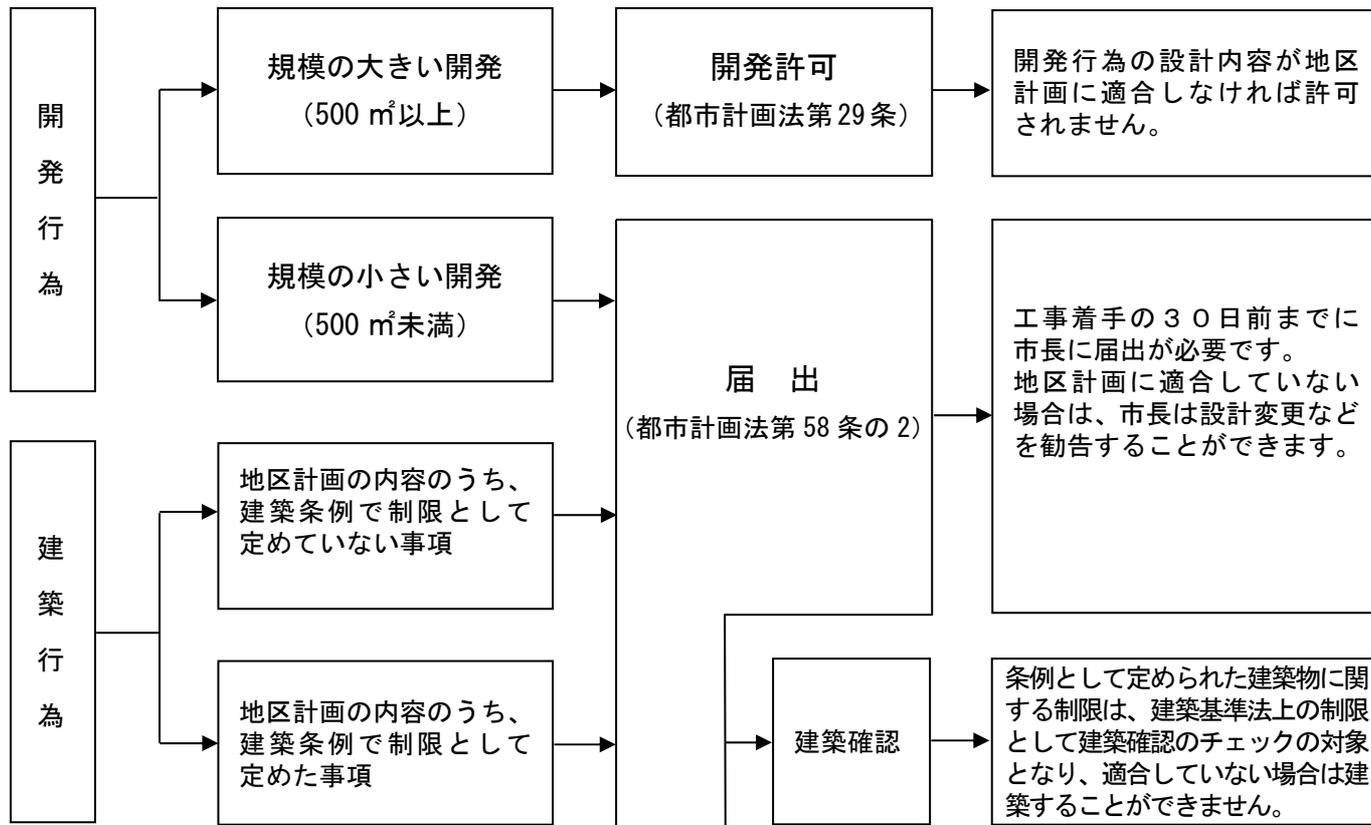
都 市 計 画 決 定

※地区計画は市が策定するものですが、みなさまの身近なまちの整備にかかわるものです。

このため、広く地区住民の方の意見を反映して作っております。

運 用

地区計画区域内の建築行為や開発行為は、下記のような手続きを経て制限され、魅力あるまちが創造されます。



地区計画で定めること

地区計画では、地区計画の名称、位置、区域及び面積の他、地区計画の方針と地区整備計画を定めます。

地区計画の方針

地区計画では、その地区のめざす将来の都市像や整備方針等を定めます。

地区計画の方針には、地区計画の目標、土地利用の方針、建築物等の整備の方針などをまとめます。

地区整備計画

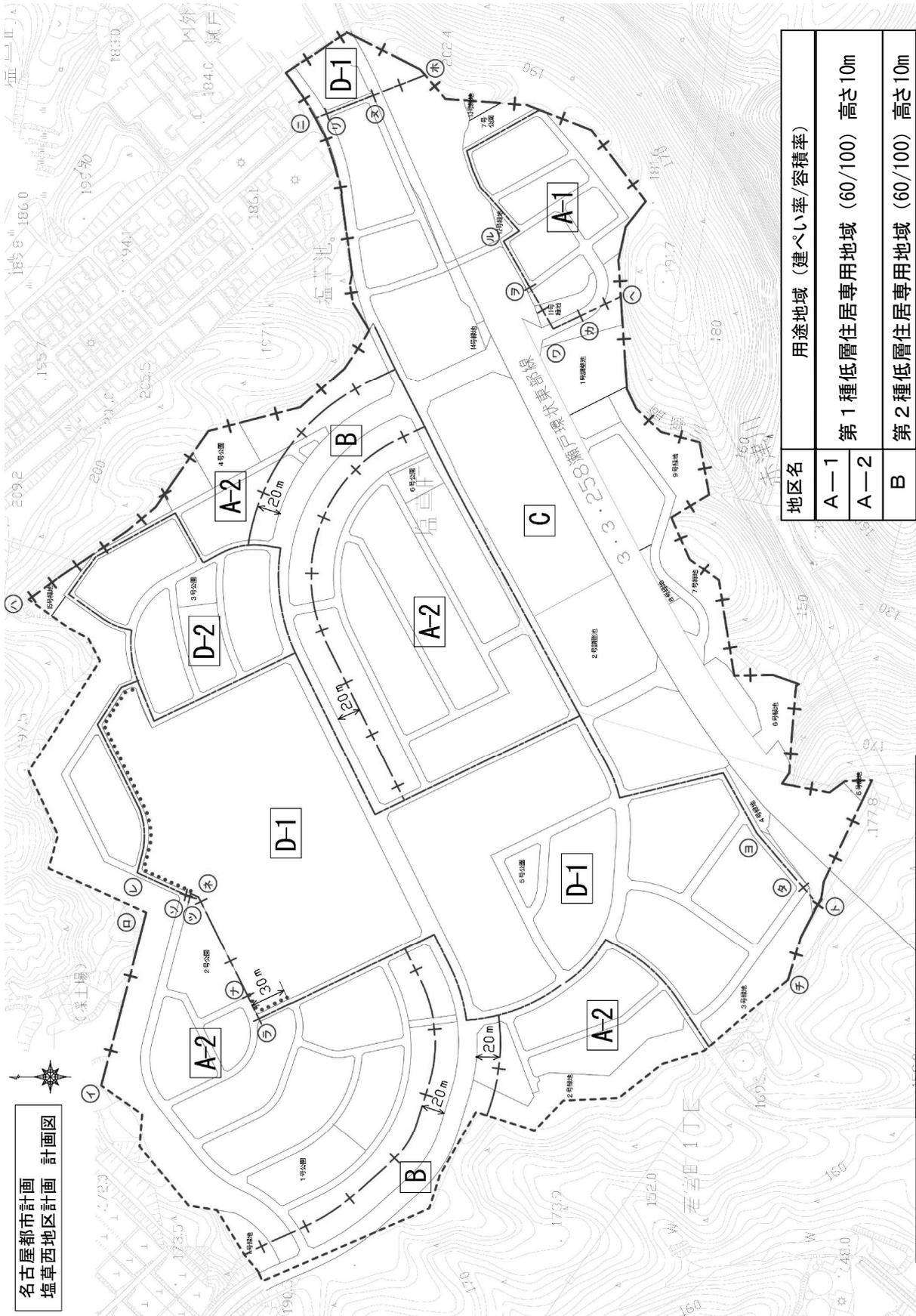
地区計画の目標を達成するため、地区整備計画を定めます。

地区整備計画には、次の事項のうち地区の特性に応じて必要なものを定めることができます。

項 目	内 容
地区施設に関する事項	地区施設（主として地区のみなさんが利用する道路、公園、その他の公共空地）の配置及び規模
建築物等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の用途の制限 ○ 容積率の最高限度または最低限度 ○ 建ぺい率の最高限度 ● 建築物の敷地面積の最低限度 ○ 建築面積の最低限度 ● 壁面の位置の制限 ● 建築物の高さの最高限度または最低限度 ● 建築物等の形態又は意匠の制限 ● 垣又はさくの構造の制限 ○ 現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する制限

※●印は、今回塩草西地区で定められているものです。

塩草西地区計画 計画図



名古屋都市計画
塩草西地区計画 計画図

地区名	用途地域 (建ぺい率/容積率)
A-1	第1種低層住居専用地域 (60/100) 高さ10m
A-2	
B	第2種低層住居専用地域 (60/100) 高さ10m
C	第1種住居地域 (60/200)
D-1	準工業地域 (60/200)
D-2	

(道路境界線)	車輛の出入り口を設けてはならない箇所
.....	

地区計画で定められたまちづくり

この地区計画では、主に「①建築物の用途等の制限（P4）」、「②建築物の敷地面積の最低限度（P5）」、「③建築物の高さの最高限度（P6）」、「④建築物の壁面の位置の制限（P7）」、「⑤垣又はさくの構造の制限（P8）」についてのルールがあります。

1 建築物の用途等の制限

C地区、D-1地区、D-2地区において、以下の用途の建築物は建築できません。

《C地区》・・・第1種住居地域

1 建築基準法別表第二（に）項第三号から第五号に掲げるもの

- 1) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場
- 2) ホテル又は旅館
- 3) 自動車教習所 他

《D-1地区》・・・準工業地域

- 1 建築基準法別表第二（に）項第三号から第五号に掲げるもの
- 2 建築基準法別表第二（ほ）項第二号及び第三号に掲げるもの
- 3 建築基準法別表第二（へ）項第三号及び第六号に掲げるもの
- 4 建築基準法別表第二（り）項第二号及び第三号に掲げるもの

- 1) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場
- 2) ホテル又は旅館
- 3) 自動車教習所
- 4) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- 6) カラオケボックスその他これらに類するもの
- 7) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- 8) 大規模集客施設（1万㎡を超える店舗等） 他

《D-2地区》・・・準工業地域

- 1 建築基準法別表第二（に）項第一号及び第三号から第八号に掲げるもの
- 2 建築基準法別表第二（へ）項第六号に掲げるもの
- 3 工場

ただし、次に掲げるものを除く。

イ 陶磁器製品及び陶磁器原料の製造工場

ロ 平成17年12月27日以前から瀬戸塩草土地区画整理事業区域内において工場の用途に供している建築物について瀬戸塩草土地区画整理事業により移転又は建て替えが必要となったために、これらの建築物に替わるべきものとして建築するもの

- 1) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場
- 2) ホテル又は旅館
- 3) 自動車教習所
- 4) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- 6) カラオケボックスその他これらに類するもの
- 7) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- 8) 倉庫業倉庫
- 9) 畜舎（15㎡を超えるもの）
- 10) 大規模集客施設（1万㎡を超える店舗等） 他

2 建築物の敷地面積の最低限度

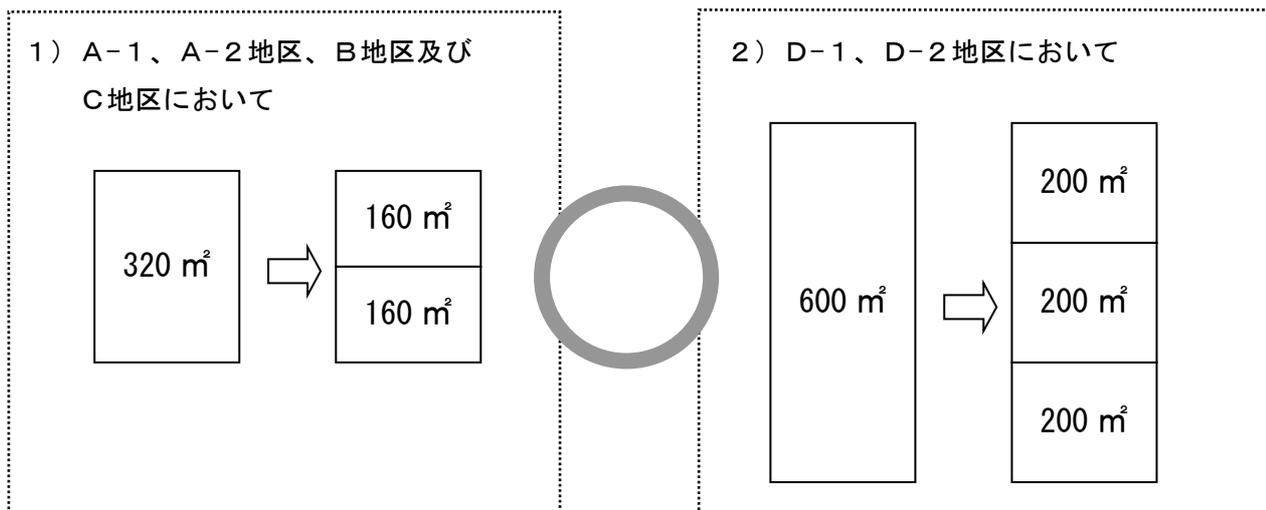
大きな敷地を分割することはできますが、分割後の各々が次の面積以上なければなりません。

A-1、A-2、B、C地区 : 160平方メートル

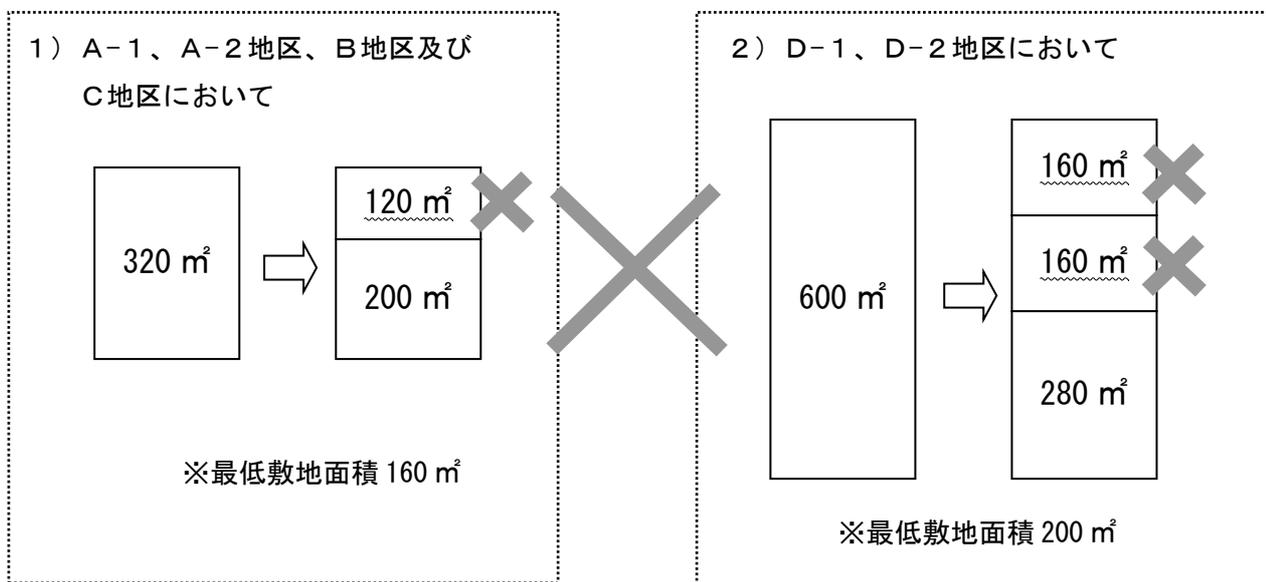
D-1、D-2地区 : 200平方メートル

■ 敷地分割の例

◎次のような分割はできます。



●次のような分割はできません。

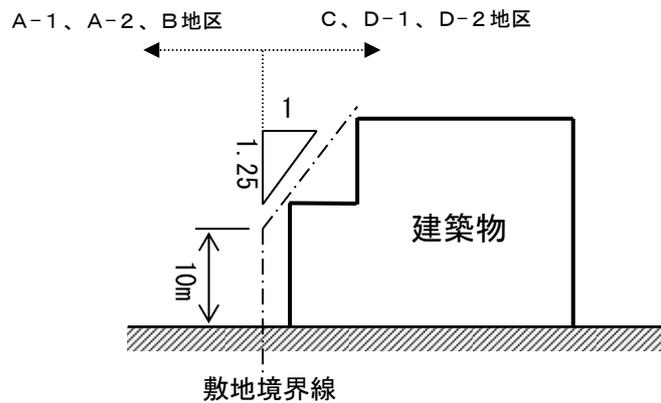


3 建築物の高さの最高限度

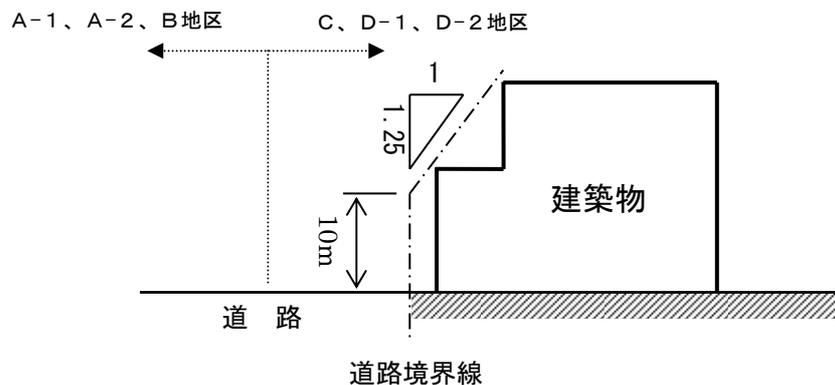
建築物や工作物などの高さの最高限度は、建築基準法によって制限されるほか、次のとおり制限します。

C地区及びD - 1、D - 2地区の第1種及び第2種低層住居専用地域に隣接する土地は、隣接する敷地又は道路境界線から、立ち上がり高さ10m、勾配1 : 1.25の範囲とします。

■敷地同士が隣接する場合



■道路を隔てて隣接する場合



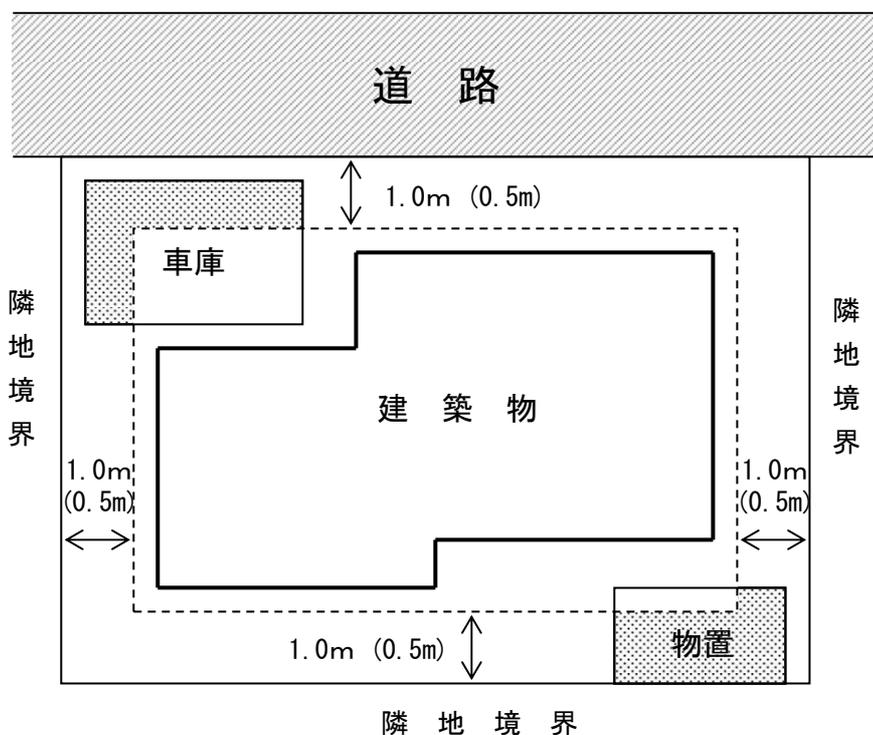
4 建築物の壁面の位置の制限

建築物の外壁もしくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（後退距離）は、1.0m以上（A-1地区においては0.5m以上）離さなければなりません。

※瀬戸市所管ごみ収集所との境界線からの後退距離は0.5m以上とします。

ただし、次の場合を除きます。

- 1) 別棟の附属建築物で、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5m以下で、且つ後退距離に満たない部分の床面積の合計が10㎡以下のもの。
- 2) 地下部分
- 3) 建築物の附属部分で出窓（床面積に算入されるものを除く。）、庇、軒、ポーチ、ベランダ、屋外階段、戸袋その他これらに類するもの



※別棟の附属建築物の  部分の合計床面積は10㎡以下とする

※（ ）内はA-1地区のみ

5 垣又はさくの構造の制限

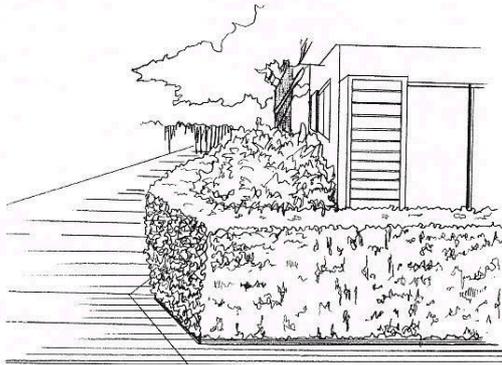
◆A-1地区、A-2地区、B地区、C地区

次のような垣又はさくの構造は、生垣又は透視性のあるフェンス等とします。

道路境界線から1.0m未満（A-1地区は0.5m未満）の距離に存する垣又はさく

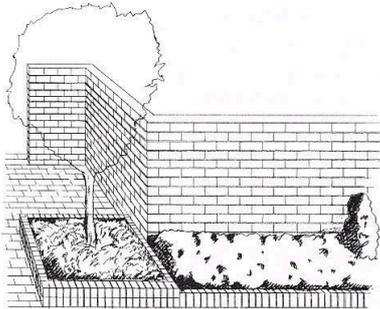
※地区計画上は隣地との境界に設置する垣又はさくの構造についての定めはありません。

■道路から1.0m（A-1地区においては0.5m）未満の距離に設ける場合

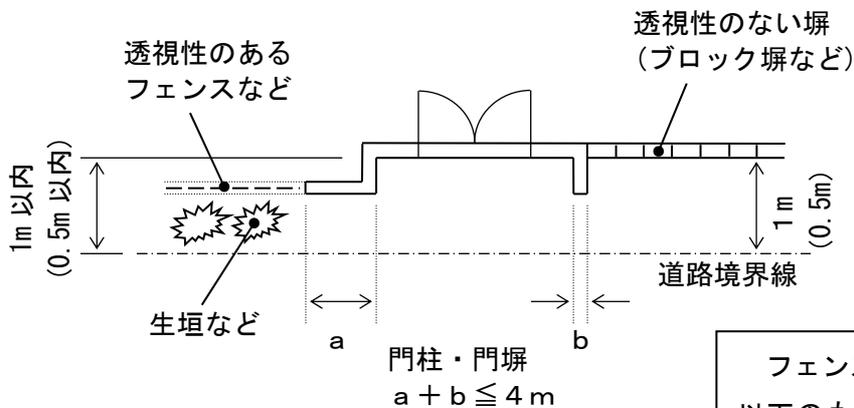


生垣または透視性のあるフェンス等としなければなりません。

■道路から1.0m（A-1地区においては0.5m）以上離して設ける場合



特に構造の制限はありません。



フェンス等の基礎で、高さが0.4m以下のもの又は一つの道路境界線への投影の長さの合計が4m以内の門柱及び門塀については、この限りではない。

◆D-1地区、D-2地区

■工場・倉庫等の用途として住居系用途地域（A-1地区、A-2地区、B地区、C地区）に隣接する場合、又は道路を挟んで面する場合の垣又はさくの構造は、敷地境界線若しくは道路境界線より幅1.0m以上の植栽帯を設け、その内側に高さ1.5m以上の目隠しフェンス等とします。



※工場・倉庫等・・・倉庫業を営む倉庫、畜舎、建築基準法別表第二（と）項第4号及び（ぬ）項第二号から第四号に定めるもの。

■上記以外の敷地の場合はA-1～C地区の扱いと同じです。

塩草西地区計画

名古屋都市計画地区計画の変更（瀬戸市決定）
都市計画塩草西地区計画を次のように変更する。

	名 称	塩草西地区計画
	位 置	瀬戸市塩草町の一部
	面 積	43.4 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、本市東部丘陵地に位置し、近年整備された東海環状自動車道のせと赤津インターチェンジの3 km圏内に位置し、現在、土地区画整理事業の施行により、道路・公園等の公共施設及び宅地の整備が進められている。また、東側隣接地区では既に住宅地、工業地として良好な市街地を形成することを目標とした地区計画が定められている。</p> <p>そこで、本計画ではこの土地区画整理事業の効果を維持・増進するとともに、地区周辺の住宅地、工業地との調和を図り、秩序ある市街化を計画的に誘導し、良好な市街地を形成する。</p>
	土地利用の方針	<p>良好な市街地としての発展を期すため、地区の細区分を定め建築物の規制誘導を推進し、秩序ある土地利用を図る。</p> <p>A地区については、専用住宅地区とし、郊外住宅地にふさわしい緑豊かでゆとりある住宅地の形成を図る。</p> <p>B地区については、戸建ての専用住宅及び小規模な店舗の立地を図る。</p> <p>C地区については、住商協調地区とし、周辺住環境と調和し、幹線道路沿いにふさわしい土地利用の増進を図る。</p> <p>D地区については、健全な住工共存地区の形成を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>土地区画整理事業により整備された宅地が細分化され狭小宅地とならないよう、建築物の敷地面積の最低限度を定めるとともに、建築物の壁面の位置を制限することにより、ゆとりある居住環境の形成を図る。</p> <p>また、市街地景観を整備・保全するため、垣又はさくの構造を制限する。</p> <p>さらにC地区及びD地区については、建築物等の用途制限等により、それぞれ健全な住商協調地区、住工共存地区として適性誘導する。</p>

面 積		43.4 ha							
地区の区分	地区の名称	A-1 地区	A-2 地区	B 地区	C 地区	D-1 地区	D-2 地区		
	地区の面積	1.7 ha	14.0ha	3.2ha	11.0ha	11.6ha	1.9ha		
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限				次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 建築基準法別表第二(ニ)項第三号から第五号に掲げるもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 建築基準法別表第二(ニ)項第三号から第五号に掲げるもの 2 建築基準法別表第二(ホ)項第二号及び第三号に掲げるもの 3 建築基準法別表第二(ヘ)項第三号及び第六号に掲げるもの 4 建築基準法別表第二(リ)項第二号及び第三号に掲げるもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 建築基準法別表第二(ニ)項第一号及び第三号から第八号に掲げるもの 2 建築基準法別表第二(ヘ)項第六号に掲げるもの 3 工場 ただし、次に掲げるものを除く。 イ 陶磁器製品及び陶磁器原料の製造工場 ロ 平成17年12月27日以前から瀬戸塩草土地区画整理事業区域内において工場の用途に供している建築物について瀬戸塩草土地区画整理事業により移転又は建て替えが必要となったために、これらの建築物に替わるべきものとして建築するもの		
	建築物の敷地面積の最低限度				160 m ²			200 m ²	
	建築物等の高さの最高限度							第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域に隣接（道路を挟んで隣接する場合を含む。）する場合において、当該隣地境界線（道路を挟んで隣接する場合は隣接する道路と当該敷地との境界線）からの水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの。	
	壁面の位置の制限				建築物の外壁もしくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、0.5m以上とする。	建築物の外壁もしくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上とする。ただし、当該敷地が瀬戸市所管のごみ収積施設に接する場合は、その敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は0.5m以上とする。			
		<p>ただし、次に掲げるものについてはこの限りではない。</p> <p>1 別棟の付属建築物で車庫、物置その他これらに類する用途に供し、高さが2.5m以下で、且つ後退距離に満たない部分の床面積の合計が10 m²以下のもの</p> <p>2 建築物の地下部分</p> <p>3 建築物の付属部分で出窓（床面積に算入されるものを除く。）、庇、軒、ポーチ、ベランダ、屋外階段、戸袋その他これらに類する建築物の付属部分</p>							

	<p>垣又はさくの構造の制限</p>	<p>道路（歩行者専用道路を除く）境界線から0.5m未満の距離に存するものは、生垣又は透視可能なものとしなければならない。</p>	<p>道路（歩行者専用道路を除く）境界線から1m未満の距離に存するものは、生垣又は透視可能なものとしなければならない。</p>	<p>道路境界側の垣又はさくは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。 1 工場、倉庫等（倉庫業を営む倉庫、畜舎、建築基準法別表第2（と）項第四号及び（ぬ）項第二号から第四号に定めるもの。）の用途に供し、住居系用途地域に隣接する若しくは道路を挟んで面する敷地は、当該敷地境界線若しくは道路境界線より幅1.0m以上の植栽帯を設け、その内側に高さ1.5m以上の目隠しフェンス等としなければならない。 2 前号以外の敷地は、道路（歩行者専用道路を除く）境界線から1m未満の距離に存するものは、生垣又は透視可能なものとしなければならない。</p>	<p>道路境界側の垣又はさくは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。 1 工場、倉庫等（建築基準法別表第2（ぬ）項第二号及び第三号に定めるもの。）の用途に供し、住居系用途地域に隣接する若しくは道路を挟んで面する敷地は、当該敷地境界線若しくは道路境界線より幅1.0m以上の植栽帯を設け、その内側に高さ1.5m以上の目隠しフェンス等としなければならない。 2 前号以外の敷地は、道路（歩行者専用道路を除く）境界線から1m未満の距離に存するものは、生垣又は透視可能なものとしなければならない。</p>
<p>ただし、フェンス等の基礎で高さが0.4m以下のもの、又は一つの道路境界線への投影の長さの合計が4m以内の門柱、門扉及び隣地との境界に設置するものについてはこの限りではない。</p>					
	<p>建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</p>	<p>計画図表示の道路境界線に車輛の出入り口を設けてはならない。</p>			

「区域、地区の区分、壁面の位置の制限及び土地利用の制限の区域は計画図表示のとおり」

5 建築物の制限に関する条例

○名古屋都市計画塩草西地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

平成17年12月22日

条例第38号

(平22条例45・題名改称)

改正 平成22年12月22日条例第45号

平成25年3月26日条例第13号

平成30年3月29日条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68条の2第1項の規定に基づき、名古屋都市計画塩草西地区計画の区域内における建築物に関する制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(平22条例45・一部改正)

(適用区域)

第2条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)により告示する名古屋都市計画塩草西地区計画(以下「地区計画」という。)の区域内において適用する。

(平22条例45・平25条例13・一部改正)

(地区の区分及び名称)

第3条 この条例における地区の区分及び名称は、地区計画の計画図に表示するところによる。

(建築物の用途等の制限)

第4条 別表の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

2 法第3条第2項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前項の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前項の規定(当該規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築後又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項又は第3項及び法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計が基準時における床面積の合

計の1.2倍を超えないこと。

(3) 前項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の増築後の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第5条 建築物の敷地面積は、A—1地区、A—2地区、B地区及びC地区においては160平方メートル以上、D—1地区及びD—2地区においては200平方メートル以上でなければならない。

2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定の改正後の同項の規定の施行又は適用の際、改正前の同項の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に相当する従前の規定に違反することとなつた土地

(2) 前項の規定に適合するに至つた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至つた土地

3 前項に掲げる場合を除き、第1項の規定の施行後又は適用後、法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際、現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として利用する場合には、同項の規定は適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなつた土地

(2) 第1項の規定に適合するに至つた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使

用するならば同項の規定に適合するに至つた土地

(建築物の高さの最高限度)

第6条 C地区、D—1地区及びD—2地区において建築物の高さは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域に隣接する部分については、隣接する部分の敷地境界線(以下「隣接境界線」という。)から当該建築物の部分までの水平距離に1.25を乗じて得たものに、10メートルを加えたものを超えてはならない。

2 前項の地区において、当該敷地の前面道路内で第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域に隣接する部分については、当該敷地の道路境界線を隣接境界線とみなし、前項の規定を適用する。

3 法第3条第2項の規定により前2項の規定の適用を受けない建築物について増築又は改築する場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前2項の規定の施行又は適用の際、現に存する建築物の部分については、前2項の規定は適用しない。

(建築物の壁面の位置の制限)

第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(地下部分を除く。以下同じ。)から敷地境界線までの距離は、A—1地区においては0.5メートル以上、A—2地区、B地区、C地区、D—1地区及びD—2地区においては1メートル(当該敷地の境界が瀬戸市所管のごみ集積施設に接している部分は、0.5メートル)以上でなければならない。

2 次に掲げるものについては、前項の規定を適用しない。

- (1) 附属建築物である別棟の車庫(カーポートを含む。)、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5メートル以下であり、かつ、後退距離の限度を満たさない部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの
- (2) 建築物の附属部分で出窓(床面積に算入されるものを除く。)、ひさし、軒、ポーチ、ベランダ、屋外階段、戸袋その他これらに類するもの

3 法第3条第2項の規定により第1項の規定の適用を受けない建築物について増築又は改築する場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第1項の規定の施行又は適用の際、現に存する建築物の部分については、同項の規定は適用しない。

(平25条例13・一部改正)

(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)

第8条 建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合には、当該建築物又は当該敷地の全部について、第4条から前条までの規定を適用する。

(建築物の敷地が2の地区にわたる場合の措置)

第9条 建築物の敷地が2の地区にわたる場合には、当該建築物又は当該敷地の全部について、当該敷地の過半が存する地区に係る第4条から第7条までの規定を適用する。

(公益上必要な建築物の特例)

第10条 市長が公益上必要な建築物でやむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項及び第5条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 建築物を建築した後において当該建築物の敷地を分割したことにより、第5条第1項の規定に違反することとなつた場合における当該敷地の所有者、管理者及び占有者
- (3) 第6条第1項並びに第7条第1項及び第2項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)
- (4) 法第87条第2項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第3号に規定する違反があつた場合においては、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この条例は、瀬戸都市計画塩草西地区計画に係る都市計画法第20条第1項の規定に基づく告示の日から施行する。

附 則(平成22年12月22日条例第45号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則(平成25年3月26日条例第13号)

この条例は、この条例の公布の日以後初めて行われる名古屋都市計画塩草西地区計画に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定に基づく告示の日から施行する。

附 則(平成30年3月29日条例第24号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

(平25条例13・平30条例24・一部改正)

地区の区分	建築してはならない建築物
C 地区	法別表第 2(に)項第 3 号から第 5 号までに掲げるもの
D—1 地区	1 法別表第 2(に)項第 3 号から第 5 号までに掲げるもの 2 法別表第 2(ほ)項第 2 号及び第 3 号に掲げるもの 3 法別表第 2(へ)項第 3 号及び第 6 号に掲げるもの 4 法別表第 2(り)項第 2 号及び第 3 号に掲げるもの
D—2 地区	1 法別表第 2(に)項第 1 号及び第 3 号から第 8 号までに掲げるもの 2 法別表第 2(へ)項第 6 号に掲げるもの 3 工場。ただし、次に掲げるものを除く。 イ 陶磁器製品及び陶磁器原料の製造工場 ロ 平成 17 年 12 月 27 日以前から瀬戸塩草土地区画整理事業区域内において工場の用途に供している建築物について瀬戸塩草土地区画整理事業により移転又は建て替えが必要となつたために、これらの建築物に替わるべきものとして建築するもの

地区計画の内容について、ご質問等ございましたら
下記までお問い合わせ下さい。

〒489-8701

愛知県瀬戸市追分町64番地の1 瀬戸市役所

TEL：0561（82）7111（代表）

地区計画の届出に関すること

・・・都市計画課 建築指導係：0561（88）2686（直通）